看護師特定行為に関するご案内

~教育システム・手順書・指導者講習会~

全日本病院協会は看護師の特定行為研修を推進しています

全日本病院協会では、2015 年 10 月 1 日からスタートした看護師の特定行為研修を推進しています。 その理由は、会員の多くが中小病院であり、また慢性期医療と在宅医療の実施に加えて、関連施設として訪問 看護ステーション、介護保険サービス等を併設する法人が多いからです。

そういった場面では、急性期病院の集中治療室などと異なり、人的資源の乏しい中で、看護師のより的確な判断、特定行為の実施が今後の施設の維持に必須であると考えています。当協会だからこそ出来る全国規模の指導者講習、標準的手順書作成、e ラーニング教材の提供を進めており、会員病院等の方々が、これらのツールを使うことで、躊躇なく、指定研修機関、ないしは指定研修機関と連携した協力施設となっていただき、今後の医療提供体制の質の向上に活用していただくことを期待しています。



特定行為とは?

【制度の趣旨】

2025 年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみ では足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書(指示) に則って、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。このため、その 行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。 詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

回数新线组

厚生労働省 看護師特定行為研修





看護師が特定行為を実施できるようになるための方法は?

手順書に則って特定行為を行う場合は、特定行為研修を修了することが必要であり、研修の内容は全てに共通して学ぶ「共通科 目」250 時間と「区分別科目」8~34 時間に分かれています。講義、演習、実習、試験によって行われ、「e ラーニング」を 導入することが可能です。特定行為研修は厚生労働省が指定する指定研修機関、または、指定研修機関と連携する協力施設で行 われます。



「eラーニング」で研修を受講するには?

協会では、研修生が遠方へ出向いて研修を受講するのではなく、e ラーニングによる講義・演習と所属病院での実習によって研 修 • を修了することを目的としています。各地域の病院がeラーニングを利用する指定研修機関となることで、または指定研修 機関と連携する協力施設となることで、看護師が所属する医療機関、訪問看護ステーション等で実習できる仕組みを構築したい と考えています。そのため、2016 年4月より、当協会と一般社団法人 S-QUE 研究会との共同開発により、「特定行為に係 る看護師の • 研修」の e ラーニングコンテンツを開発し、多数の医療機関に提供を開始しております。



「e ラーニング I (オンデマンド研修) の概要



義 】講義資料をダウンロード 講義を受講

講義受講後、確認テストを実施 質疑応答

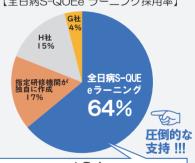
習 】グループワークによる演習を実施

【科目修了試験】科目ごとに科目修了試験を実施

【受講管理】管理画面で詳細な受講管理

- ●すでに S-QUE 院内研修 1000'をご利用の病院は、看護師特定行為研修(共通科目分) のe ラーニングを無料でご利用いただけます。
- ●病院単位での契約ですので、全ての看護師も生涯教育の一環として本研修を受講すること ができます。
- ●さらに詳細な内容・お問合せは、下記へご連絡下さい。
- 一般社団法人 S-QUE(エスキュー)研究会 〒182-0006 東京都調布市西つつじヶ丘 3-37-2-9F Tel:0120-128-774 Fax:03-5314-333

【全日病S-QUEe ラーニング採用率】



現在認定されている 134の指定研修機関のうち 86の指定研修機関が全日病S-QUEeラーニングを 採用しています。(2019年8月)



全日病の e ラーニングを使用する研修 (例1)





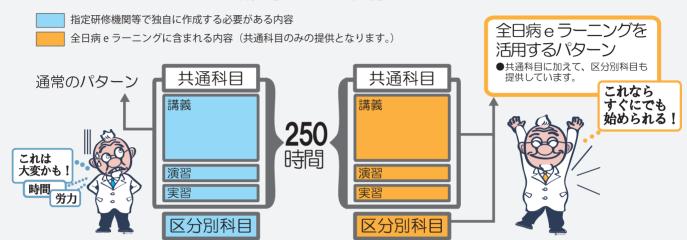
指定研修機関で指導者の確保など適切な指導体制のもとeラーニングを 活用した講義・演習、実習を実施。

(実習は自施設でなくとも協力施設でも可)

「eラーニング」の利用で効率的に研修ができます。

【 共 通 科 目 】 ・・・全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につける ための研修【250時間】

【区分別科目】・・・特定行為区分ごとに必要な知識、技術及び態度の基礎を身につけるための研修【8~34 時間】



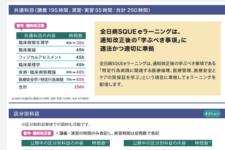
共通科目の講義・演習・実習及び区分別科目のカリキュラム 及び教材を独自に作成しなくてはなりません。 共通科目の講義・演習・実習についてカリキュラム及び教材が 完成しているため、独自に作成するのは区分別科目のみ。

※指定研修機関によって独自に内容を追加することは差支えありません。









注意

※研修は、指導者の確保など適切な指導体制のもと行う必要があります。

※演習・実習は指定研修機関または協力施設で行う必要があります。

全日病のeラーニングを使用する研修(例2)

- ・全日病SQUEe ラーニングはすでに多くの指定研修機関で活用されており、今後さらに活用されていくことが見込まれます。
- 履修免除は、各指定研修機関の判断によって、既に履修した科目の履修状況に応じ、その時間数の全部又は一部を免除される ことをいいます。
- 履修免除は指定研修機関の判断ですが、全日病SQUE e ラーニングを活用している指定研修機関で研修修了した看護師は、 全日病SQUEeラーニングを活用している他の指定研修機関において、新たな特定行為区分を追加で受講する場合、共通科目 250時間分について履修免除が容易になると考えられます。
- その他、特定行為研修としてではなく生涯教育の一環として全日病SQUE e ラーニングの受講を開始した場合でも、指定研修機関の判断によっては、履修した内容を認め履修免除とされる場合があります。あらかじめ、指定研修機関と協議することをお勧めします。



受講した記録(証拠)を持参し、指定研修機関での受講を開始
●受講記録を元に履修(受講済)の認定
●未履修の部分のみ講義・演習・実習
指定研修機関の判断によっては、既に
他施設において履修した内容を認め、
履修免除とすることが可能です。





指定研修機関の指定の基準とは?

指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定 するものをいいます。

<指定の基準>

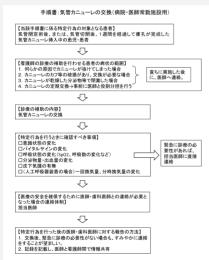
- (1) 特定行為研修の内容が適切であること。
- (2) 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
- (3) 特定行為研修の責任者を適切に配置していること。
- (4) 適切な指導体制を確保していること。
- (5) 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- (6) 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書を作成していること。
- (7) 特定行為研修管理委員会を設置していること。

指定研修機関申請への支援(申請に関するご負担が軽減されます)

全日病の e ラーニング契約病院に対して、 申請書類ひな形の提供や 電話、メールによる相談を行っております。 実施は S-QUE 研究会が 困難事例に関しては全日病が対応したします。



手順書について



特定行為研修省令で定められた手順書の記載事項を踏まえて、統一した雛形を用 い、各医療現場で少し修正を加えれば、あらゆる診療の現場で利用可能な、より 標準的な手順書例を作成しとりまとめた「特定行為に係る手順書例集」を当協会 HP にて掲載しております。

全日病 手順書





内容は以下の通りとなっております。

- 手順書例集の位置づけ、作成過程
- 手順書例集作成に当たっての工夫、留意事項
- 特定行為38行為に係る手順書例
- ・ 手順書例集の活用にあたっての留意事項、解説



看護師特定行為研修指導者講習会について

「看護師特定行為研修指導者講習会」を開催しております。

当協会では、指定研修機関や実習施設の指導者向けワークショップを中心としたプログラムであ り、「制度の内容の理解促進」、「手順書の指示に関する理解促進」、「手順書における看護師の判断の 範囲の理解促進 | 等の内容がもりこまれております。

> 全日病 看護師特定行為研修指導者講習会

Q



●厚労省の助成金等について 所属施設を対象とした「キャリア形成促進助成金」や、研修生を対象とした「一般教育訓練給付」の制度 があります。詳細につきましては、厚生労働省より発行されている【未来の医療を支える「特定行為研修」 があります。詳細につきまし のご案内】をご参照下さい。

厚労省 PDF 未来の医療を支える「特定行為研修」のご案内







東京都千代田区神田猿楽町 2-8-8 住友不動産猿楽町ビル 7 F TEL: 03-5283-7441 FAX: 03-5283-7444